

市街化調整区域における大規模建築物等景観形成ガイドライン

大規模な建築物や工作物（大規模建築物等）は、景観に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、「届け出の30日前まで、かつ行為の計画を容易に変更することができる時期」までに事前協議を行う必要があります。

市街化調整区域における大規模建築物等の行為にあたっては、以下の基準に配慮してください。

○色彩基準

■基調色

- ・外壁及び屋根の色相はYRを基本とし、彩度は1.5以下とする。
- ・外壁の明度は3～8とし、屋根の明度は6以下とする。
- ・無彩色はN6～N8とする。
- ・ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。

○壁面の位置の制限等

■建築物等の壁面線の位置は、次の基準によることが望ましい。

- ・主要な道路（国道、主要地方道、都市計画道路）、一般県道及び一般市道（農道含む）にあつては $L \geq H/2$ とする。ただし、地形条件等やむをえない場合や建築物等が目立たない場合を除く。

L：道路境界から壁面線までの距離（m）

H：建築物等の高さ（m）

○屋外広告物

■建築物を利用する広告物のうち、以下の広告物については設置を認めない。

- ・屋上広告物
- ・自家用広告物以外の広告物
- ・絵や写真などを使用した広告物（ロゴマークは除く）

■色彩について

- ・看板地色についても建築物の基調色の範疇として扱うことを原則とするが、コーポレートカラー等の理由により高彩度色を使用する場合には、部位や面積を限定して使用する。

○盛土に関する事項

■盛土法面の勾配は30°以下とし、法面緑化を行うこと。

○緑化

■周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげ、周辺の景観と調和するよう緑化を行うこと。